

川崎支部便り 第83号 (2024年12月)

オープンで各自が主役：川崎支部

川崎支部支部長 山岸一雄 (執筆：木村・山岸)

人生を豊かに (雑学のすすめ)

【ポツダム宣言には有条件降伏と記載有り？】

清瀬弁護人の異議申し立ては裁判の管轄権の曖昧さをあぶりだしたわけではありません。もう一つの大きな問題は、被告人たちが事後法によって裁かれるのではないかという問題です。事後法というのは英語では「ex post facto law」と言います。普通の裁判では、まず法律があり、事件を法律に基づいて裁きます。しかし事後法というのは、まず事件があって、それを裁くために法律を作ります。東京裁判はこの事後法によるものではないかという指摘が早くから有りました。清瀬弁護人はポツダム宣言を前面に持ち出して、きわめて論理的に迫っていきました。

ポツダム宣言の受諾は、一般に日本が無条件降伏したことの証明の様に受け取られています (間違い)。しかし、それはまったく間違っています。日本は無条件降伏をしたのではなく、「条件付きで降伏」しました。そして、まさに「その条件を定めたのがポツダム宣言」です。清瀬弁護人は裁判長に問います「裁判長、ここが私は非常に大切なことと思います。ドイツとわが国とは、降伏の仕方がちがっている。ドイツは最後まで抵抗してヒトラーも戦死し、ゲーリングも戦列を離れ、ついに崩壊してまったく文字通りの無条件降伏をしました。それゆえに、ドイツの戦争犯罪人に対しては、連合国は、もし極端にいうことを許されるならば、裁判をしないで処罰することまでもなしえたかもわかりませぬ。

わが国においては、まだ連合国が日本本土に上陸しない間に、ポツダム宣言が発せられた。その第五条には、連合国政府はわれわれもまたこれを守るであろうということで、わが国に対して宣言を発し、わが国はこれを受諾したのであります。それゆえに、ニュルンベルクにおける裁判で、平和に対する罪、人道に対する罪を起訴しているからといって、それを直ちに類推して極東裁判にもってゆくということは絶対の間違いであります」

東京裁判において裁けるのはポツダム宣言の中に述べられている戦争犯罪のみであり、それはポツダム宣言が発せられた1945年7月の時点で国際的に認められていた戦争犯罪だけである、という論理展開です。

この論理に対しては、誰も反論できないはずですが。だから弁護団はポツダム宣言に拘ったのであり、そこに書かれている戦争犯罪とはどういうものなのかを明らかにしようとしていました。ポツダム宣言の第五条とはどういうものなのでしょうか。「吾等 (連合国) の条件は左の如し。吾等は右条件より離脱することなかるべし、右に代わる条件存在せず。吾等は遅延を認るを得ず」です。

ここで「条件」と訳されている一語は英文では「terms」となっています。「term」とは契約などを締結する際の条件を意味します。この「term」という言葉が使われていることから、日本が無条件降伏したのではなく、有条件降伏したことがわかります。さらに「条件は左の如し」とある様に、ポツダム宣言の第六条以下には、種々の降伏条件が記されています。つまり、ポツダム宣言の受諾とは、そこに盛り込まれた条件を日本が受けとった、という意味になります。これは有条件降伏であるという意味であって、「断じて無条件降伏ではありません」。

(渡部昇一氏から)

川崎点描：川崎支部活動拠点

【社会（組織外）から見た川崎市の将来像】（1984年建築学科卒 木村弘一）
 （温暖化が原因を思われる激甚化した自然災害にも対応できるまちづくり？）

1984年（昭和59）年3月に建築学科を卒業し、川崎市へ入所したため、ハード面の視点から執筆させていただきます。

月日が経つのは早いもので、川崎市を令和3年3月に定年退職し、4年目になってしまいました。自分を含めた高度成長期時代以前に生まれた人は、川崎市のイメージというと「公害のまち」と答える方が大半と思います。

事実、川崎市は京浜工業地帯で中心的な役割を担い、鉄鋼業、セメント等の重厚長大産業が市内に集積し発展を遂げてきましたが、国内の産業形態の変化により昭和末期あたりから、これらの産業が市外へ転出するケースが目立ってきました。

そうした中、川崎市は、社会経済環境の変化や地域課題へ対応するため、民間活力の導入や市民・事業者・行政の協働の取組により、効率的・効果的なまちづくりを進めてきたところです。

特に武蔵小杉駅周辺の南部地区では、川崎市特有の課題である大規模な工場跡地の土地利用転換を計画的に誘導する課題がありました。平成生まれ以降の方は、今の街の姿しか知らないと思いますが、1998年（平成10年）くらいまでは、駅周辺の土地利用は工場、遊休地等が主体で、とても現在の街並みを想像することができない状態でした。

その計画的なまちづくり転換の結果、川崎市は子育て世代には魅力的な街となり、現在日本で6番目に大きい街へと発展しました。

その一方で、現在全国的に少子高齢化人口減少時代が到来しています。

これまで利便性の高いことにより人口が増加し続けた川崎市も例外ではなく、人口減少に伴う諸課題に対応したまちづくりが求められます。

また、川崎市は高度成長時代に急速な人口増加に伴い、上下水道、道路、公園施設等の都市インフラや学校等の公共建築物を必要数整備し快適なまちづくりを行ってきましたが、整備後、約半世紀が経過し、老朽化に対応したまちづくりや、さらに、近年の温暖化が原因を思われる激甚化した自然災害にも対応できるまちづくりが求められます。

こうした、人口減少、都市インフラ等の老朽化、自然災害などの諸課題に対応したまちづくりを後輩職員に託し、一市民として見守っていきたいと考えています。



（1988年の状況）

支部の活動

①2024年10月19日（土）：川崎支部中間総会

世田谷キャンパスで、講演会や懇親会共に、無事に終了しました。
有難う御座いました。

②2024年11月02日（土）：研究室を探検しよう（和多田研究室）11時から12時

学生の真摯な将来への態度が、心に残りました。

③2025年3月下旬（土）：お花見

ご存じですか

【緊急搬送トリアージの効果とは？】

要請者が傷病者本人からではなく居酒屋店員等第三者の場合、素人判断で何か対応するより、**とりあえず救急車を要請する傾向**が有ります。救急要請者が本人の場合、本人の症状に明らかに緊急性がない旨を説明すると、「救急車を呼んではいけないということか！お前ら、俺らの税金で飯を食ってんだろ！」と、とっても嫌な言葉を投げつけられ、怒鳴られる場合も有ります。なぜなら、本人は一時的にも苦しい思いや救急車に頼ろうという意思が有り救急車を要請したのに、それを咎められたり、否定されたりしたとを感じるからです。

でも、**緊急性がなければ**、その場で、救急車は引き揚げ、**他の重症事案に向かいたい旨**の理解を求める必要が有ります。店内の客の具合が悪くなり、店員が救急要請をしています。傷病者を観察後、異常が無く「大事に至らなくて良かったですね。これぐらいであれば**救急車で病院に行かなくて大丈夫**です。もし不安であれば**救急相談センターに問合せ**ると救急車を呼ぶべきか大丈夫かを判断してくれます。また、すぐに診てくれる**一番近い医療機関案内**もあります」と説明すると、傷病者自身は自分自身で救急要請しておらず、だいたいは納得します。

なおかつ、店員の救急要請者に対しても「この程度で119番にかけて呼ぶべきではなかったのだ」という**暗に説明効果**のあるものになります。

（緊急搬送トリアージ：一定の**観察基準**により、傷病者に緊急性がないと判断出来た場合、傷病者の同意のもとに、**救急車以外の方法**で病院受診を促したり、あるいは様子をみたりする等して、救急車はその時点で引き揚げて、**次の救急要請に備える制度**）

消防署長の朝会の言葉 50 選から（永井秀明 近代消防社）

次号もお楽しみに。皆様のご意見・ご感想をお待ちしています。

問合せ・連絡先：川崎支部 幹事長 松本浩一

TEL：090-9363-6082 E-mail：kawa_matsu51@v00.itscom.net